

不登校重大事態になる前に

- 1 不登校重大事態に該当するか否かの判断に当たっては、不登校重大事態とされるべき事案が確実に不登校重大事態として取り扱われるよう、学校は、欠席期間が30日に到達する前（欠席期間が10日を目途とする）から県教育委員会に報告・相談し、情報共有を図ること。
- 2 学校が、重大事態に該当するか否かの判断を行う場合は、よく県教育委員会と協議するなど、丁寧に対応することが必要。
- 3 不登校重大事態の場合は、欠席の継続により重大事態に至ることを早期の段階で予測できる場合も多いことから、重大事態に至るよりも相当前の段階から県教育委員会に報告・相談するとともに、踏み込んだ準備作業（既に実施した定期的なアンケート調査の確認、いじめの事実確認のための関係児童生徒からの聴取の確認、指導記録の記載内容の確認など）を行う必要がある。

調査報告書の記入例

1. 対象児童生徒
(学校名)
(学年・学級・性別)
(氏名)
2. 欠席期間・対象児童生徒の状況
3. 調査の概要
(調査期間)
(調査組織及び構成員)
(調査方法)
(外部専門家が調査に参加した場合は当該専門家の属性)
4. 調査内容
 - ① 行為Aについて
 - ② 行為Bについて
 - ③ 行為Cについて

※ 対象児童生徒・保護者、教職員、関係する児童生徒・保護者からの聴取等に基づき、いつ、どこで誰がどのような行為を誰に対して行ったとの事実を確定したかを根拠とともに時系列で記載。

※ 学校の対応や指導についても時系列で記載。

 - ④ その他（家庭環境等）
 - ⑤ 調査結果のまとめ（いじめに当たるかどうか、調査組織の所見含む）
5. 今後の対象児童生徒及び関係する児童生徒への支援方策
6. 今後の当該学校におけるいじめ・不登校対策に関する校長（又は設置者）の所見

○このような内容を基本調査の内容とすることから、日頃から、このことを念頭に置いた聴き取り等の対応をすることが求められます。

不登校重大事態の調査に関する流れ

リーフレット（県立学校向け）

R5.3.29

熊本県教育委員会

このリーフレットは、熊本県いじめ防止基本方針の主旨を踏まえ、特に、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第28条第1項第2号のいわゆる「不登校重大事態」について、その判断や調査に関する流れを分かりやすく伝えるために作成したものです。法、熊本県いじめ防止対策審議会条例（以下「条例」という。）及び熊本県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び重大事態への対処に関する規則（以下「規則」という。）等に基づいた「不登校重大事態」の調査の流れを理解し、組織的な対応の一層の充実を図られるよう切に願います。

Step1 不登校重大事態の判断

【法第28条第1項第2号】

いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※欠席10日を目途に教育委員会へ速やかに報告。

※基本調査^{注1}の実施。

※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席している場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要。

Step2 不登校重大事態の発生

Step3 県教育委員会への報告 【規則第4条(重大事態の発生報告)】

Step4 県知事への報告

Step5 県教育委員会で調査主体の決定 【規則第5条(重大事態の調査の実施主体の決定等)】

Step6 学校いじめ調査委員会

調査主体：学校 【規則第6条】

Step6 熊本県いじめ防止対策審議会

調査主体：県教育委員会

【条例第2条第3号及び規則第3条】

Step7 県知事への報告 【法第30条第1項】

注1 「基本調査」とは

いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、速やかに着手する調査であり、当該事案の公表・非公表にかかわらず、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するもの。なお、ここにいう「認める」とは「考える」ないし「判断する」の意であり、「確認する」「肯認する」といった意味ではない。

不登校重大事態の法・規則等に基づく調査の流れ

【いじめ防止対策推進法】

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者(熊本県教育委員会)又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(公立の学校に係る対処)

第三十条 地方公共団体(熊本県)が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長(熊本県知事)に報告しなければならない。

○下線部の法第28条第1項第2号事案のことを一般に「不登校重大事態」という。

○県立学校で重大事態が発生した場合は、県教育委員会を通じて、知事に報告する。

【熊本県いじめ防止対策審議会条例】

(設置)

第1条 法第14条第3項の附属機関として、熊本県いじめ防止対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。次条において同じ。)に関する重要事項

(2) 法第12条に規定する地方いじめ防止基本方針に関する事項

(3) 県立学校における法第28条第1項に規定する重大事態(教育委員会規則で定めるものに限る。)に関する事項

2 審議会は、前項各号に掲げる事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

【熊本県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び重大事態への対処に関する規則】

第1条 この規則は、法第22条の規定に基づく県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織(以下「校内いじめ対策組織」という。)及び法第28条の規定に基づく重大事態への対処に関し、必要な事項を定める。

第3条 審議会条例第2条第3号の教育委員会規則で定める重大事態は、次に掲げる事態とする。

(1) 法第28条第1項第1号に規定する重大事態のうち、県立学校に在籍する児童又は生徒(以下この号及び次条第1項第3号において「児童等」という。)の自殺又は自殺未遂により当該児童等の生命に重大な被害が生じた疑いがあると熊本県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が認めるもの。

(2) その他教育委員会が熊本県いじめ防止対策審議会で調査審議を行うことが必要であると認めるもの。

(重大事態の発生報告)

第4条 県立学校が、法第30条第1項の規定により重大事態が発生した旨の報告をしようとする場合には、当該重大事態が発生した県立学校の校長(以下「校長」という。)は、次に掲げる事項を記載した報告書その他の関係書類を教育委員会に提出しなければならない。

(1) 重大事態の発生日時

(2) 重大事態の発生場所

(3) 重大事態に係る児童等の氏名

(4) 重大事態の概要

(5) 法第28条第1項の規定による調査(以下「重大事態の調査」という。)の実施主体に係る意見

【いじめ防止対策推進法】

(公立の学校に係る対処)

第三十条

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長(熊本県知事)は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関(熊本県いじめ調査委員会)を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査(再調査)を行うことができる。

「再調査」に関する条項

【参考】いじめの認知や調査・報告、重大事態への対処等に関する国の関係法規等

✓いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号

✓いじめの防止等のための基本的な方針(平成25年10月11日)

✓いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月)

✓不登校重大事態に係る調査の指針(平成28年3月)

✓子どもの自殺が起きた時の背景調査の指針(改訂版)